

全ベルコ労働組合支配介入・不当解雇事件 北海道労働委員会命令に対する声明

2019年6月13日

全ベルコ労働組合
労働組合弁護団

本日、北海道労働委員会（会長加藤智章）（以下「道労委」）は、(株)ベルコの札幌支社管内の手稲支部に勤務する労働者があまりに酷い労働条件と就労環境を改善しようとして労働組合を結成しようとした委員長と書記長の2人だけを「組合結成の首謀者」として解雇した不当労働行為救済申し立て事件において、我が国の労働委員会の命令史上、斬新かつ画期的な判断をして歴史に残る命令を出した。

すなわち、本件における労働組合法上の使用者に該当するのはベルコであり、直接の雇用契約の当事者である札幌手稲支部長ではないと判断したうえで、ベルコは、「会社、支社、支部、F A 従業員は、実質的に一体の組織を形成していた」として、申立人ら（委員長と書記長）が就労していた支部を含め「代理店を会社の組織上の一部門とみなしうる実態があり、その代理店に属するF A も実質的には会社に指揮命令下にあった」と判断した。

その上で、ベルコが委員長と書記長の雇用を終了させて会社から排除したことが全ベルコ労働組合に対する支配介入と不利益取扱いの不当労働行為に該当すると認定し、解雇当時の「原職相当職に復帰させるため、ベルコの札幌市内の支社に属する代理店において、葬儀施行を担当し冠婚葬祭互助会会員の募集業務を行う従業員として、同人らを直ちに就労させる措置を講じる」とこととベルコ自身が賃金バックペイ相当額を同人らに支払うこと、及び今後このような不当労働行為を繰り返さないようにするという趣旨のポストノティスをベルコ本店の正面玄関の見やすい場所に掲示するという命令を出した。

本件解雇事件の本質は、労働組合を結成しようとした2人をベルコが雇用関係から排除したという不当労働行為の事件であり、本日の道労委の救済命令は、この点を正しく認定し、本件解雇当時に遡って労使関係の原状回復を命じたことは高く評価できる。

これに対して、昨年9月28日、全く同じ解雇事件であるにもかかわらず、札幌地裁民事5部（岡山忠広裁判長）は、道労委の命令とは逆の結論を出し、本件

紛争の最重要争点であるベルコの労働組合に対する不当労働行為の成立に関する判断を回避して、本件解雇を有効とした。札幌地裁の判決は、本件解雇がベルコによる不当労働行為であるという事件の本質を理解せず、解雇に至る事実経過とベルコによる労働条件の決定や職場の支配の実態を誤って判断した不当判決であった。

ベルコは自社の会社組織として全国に32の支社と350を超える営業所（支部・代理店）を擁し、7128名（訴訟当時）の従業員を稼働させて、年間約588億円もの売上を上げ莫大な利益を得ている大企業である。それにもかかわらず、正社員はわずか32名で、残り7000名以上の従業員が全て「業務委託契約」によりベルコと直接の雇用関係がない形式をとっているという、究極の「業務委託契約」濫用の事案である。

このような「業務委託契約」の濫用と偽装を許せば、ベルコは労働法の適用を全面的に免れ、時間外労働手当の支払いや社会保険料・労働保険料の負担、労働安全衛生等の使用者としての負担を免れるだけでなく、本件のように会社に抗う労働者を簡単に解雇しても雇用主としての雇用責任を負わない、不当労働行為もやり放題となってしまうのである。本来、労働法は労働者を守るための強行法規であり、当事者の契約や合意などでは適用を免れることは許されないものである。

本日の道労委の命令は、ベルコの不当労働行為を正面から認め、業務委託契約の濫用を許さずに、労働組合法7条を適用して、本件解雇は不当労働行為に該当し法的に許されるものではなく、委員長と書記長を原職相当の職場に戻すよう命じたものである。既に委員長らが就労していた支部は閉鎖されているため、救済方法としては、「新手稲支部に限らず広く代理店は、実質的には会社の組織上の一部門というべき存在であることから、会社の札幌市内の支社に属する代理店で、」同人らを原職相当職に従事させるという画期的な救済内容になっている。

現在、日本の社会は、政府主導で「雇用によらない働き方」が急速に拡大しており、一方的に「個人事業主」として扱われ労働法の保護が一切及ばない労働者が増大している。本日の命令は、「雇用によらない働き方」を強いられて苦しむ労働者にとって、希望をつなぐ救済命令となるものである。

全ベルコ労働組合及び組合弁護団は、ベルコに対し、本件救済命令に従って、労働組合に不当労働行為を行ったことを謝罪し、速やかに組合員2名を札幌支社管内の職場に戻すこと及び賃金バックペイを支払うことを求める。

以上